

## 京都府環境基本計画(中間案)に対する意見募集結果

1 意見の募集期間 令和2年9月30日(水)～10月20日(火)まで

2 意見募集の結果 16人・団体 53案件

3 御意見の要旨及びそれに対する京都府の考え方

| No. | 項目 | 御意見の要旨  | 京都府の考え方  |
|-----|----|---|--|
| 1   | 全体 | 「2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロ」の宣言をし、大変困難な課題に正面から対峙する英断に敬意を表する。   | 御賛同いただきありがとうございます。   |
| 2   |    | 「2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロ」を目指していること、SDGsの考え方を活用されていることは賛成。   |  |
| 3   |    | 基本計画の性質上、多岐にわたり網羅的で結構と思う。<br>再エネの主力電源化に向けては、地域社会の在り方が大きな鍵となり、住み続けることに誇りを持てる地域づくりが大切。みんなが主役になれる府民像を考えていきたい。  |  |
| 4   |    | 第3次京都府環境基本計画(中間案)はよくできていると思う。   |  |
| 5   |    | 細かく丁寧で分かりやすく書かれた資料として、府民意見も踏まえ、さらに質の高い資料となると思う。「きょうと府民だより」での広報など、多くの府民に周知されることが大事。                          | 御指摘のように、本計画を多くの府民の皆様を知っていただくことが大切であると考えており、今後、色々な媒体を通じて府民の皆様にも周知してまいります。   |
| 6   |    | 「気候正義」の理念に基づき、「公平性」「平等」の観点を踏まえた計画策定を希望。大気候危機に対応可能な計画となることを望む。   | 本計画では、将来世代のために手を携えて、また、SDGsの理念である「誰ひとり取り残さない」社会の実現に向けて、多様な立場や地域特性に応じた施策を展開していくこととしています。                                      |
| 7   |    | 新型コロナウイルス感染症拡大による生活様式の転換は、脱炭素社会の実現を促す契機でもあり、計画の基本理念等において、グリーン・リカバリーによって経済再生させることを宣言し、環境分野への投資を大幅に増やすことを求める。 | 本計画では、「グリーン・リカバリー」の概念も踏まえて計画を策定しており、「環境・経済・社会の好循環の創出」を計画の基本的な考えとして位置付け、脱炭素で持続可能な社会を目指すこととしています。                              |
| 8   |    | 2050年温室効果ガス排出量実質ゼロを達成するためには、あらゆる主体が目標や必要性、その道のりを認知し対策に取り組めるよう、バックキャストによるロードマップを作成し、広く府民や事業者に伝えることが必須である。    | 2050年温室効果ガス排出実質ゼロの実現に向けて取り組むべき事項を地球温暖化対策推進計画でまとめることとしており、現在、改定に向けて検討中です。<br>御意見を踏まえ、計画の見直しの時期や各主体が取り組むべき事項の周知等について検討してまいります。 |

| No. | 項目  | 御意見の要旨   | 京都府の考え方  |
|-----|---|--|--|
| 9   | 全体  | 自然エネルギーへの注力は良いことと思うが、生態系保全、減災のためにも、山や海、森、田畑を毎日見守る一次産業従事者の存在は大きく、一次産業振興や地域の活性化の方策を、環境面からもさらに打ち出してほしい。                                       | 生態系保全や減災の観点からも、森林の多面的機能（グリーンインフラ）を活用した災害に強い地域づくりや、環境と調和した農林水産業、農林水産資源を生かした地域の活性化等の施策を展開していくこととしています。 |
| 10  |   | 海水温度の上昇・放射能汚染・原発のゴミが心配な原子力発電に対して言及を避けている点を危惧する。  | 府政運営の指針である「京都府総合計画（京都夢実現プラン）」（令和元年10月策定）において、京都府は、原子力発電に依存しない自立分散型のスマートな社会の実現を目指すことをお示ししています。        |
| 11  |   | 「・・・することとします」の表現を「・・・いたします」にしてはどうか。  | 他の条例や計画等で定められている場合等に、「～することとしています。」等の表現を用いています。  |
| 12  | コラム   | 第5～6章のコラムにおいて、ゴミの仕分けや減量化、公園の清掃など誰もが取り組めるような活動事例などを紹介してはどうか。  | コラムでは、地域独自の事例を取りあげています。<br>ゴミの仕分け・減量化、公園の清掃などは、府民の皆様により日常的に取り組んでいただける重要な取組であると考えています。                |
| 13  |   | 地域住民が阿蘇海での海岸清掃やその活動の啓発に取り組むコラムを読み、環境保全活動推進に力強く思った。川上に住む京都市民としても注意し、天橋立の世界文化遺産登録に向けた地域住民の活動、山陰海岸のジオパークの一部である丹後地域の海岸沿いを守る方々の活動を取り上げ、啓発を続けたい。 | 環境保全活動への御理解・御協力、ありがとうございます。<br>京都府としましても、引き続き府民の皆様と協働した環境保全活動等を推進してまいります。                            |
| 14  | 第1章2 京都府の使命と役割                              | 「脱炭素社会・循環型社会の形成」とあるが、「自然環境を破壊することのない脱炭素社会・循環型社会の形成の推進」としてはどうか。   | 御指摘の箇所は「生物多様性の保全」を含め、取組の内容を列記している所であり、表現を簡潔にするため原案のとおりといたします。  |
| 15  | 第2章 京都ならではの豊かな「力（ポテンシャル）」<br>○京都のまちづくりを支える力 | 学生のまち京都であることを強みとして触れているが、現在コロナ禍に於いて学生や大学を含む学校への支援が求められている。京都府として学生の実態調査を行い適切な施策を行う事を明記して頂きたい。  | 御提案の大学等への支援や実態調査等につきましては、本計画外となるため、担当課へ情報共有させていただきます。御意見ありがとうございました。                                 |

| No. | 項目   | 御意見の要旨  | 京都府の考え方   |
|-----|--|---|---|
| 16  | 第2章3<br>京都府の<br>環境の現<br>状と課題   | (1) 持続可能な社会の礎となる地球温暖化対策の推進<br><br>次世代自動車の普及目標5000台を達成とあるが、この目標が温室効果ガス削減にどの程度影響するものなのか、また2030年までの目標も明記していただきたい。                      | 経済産業省の検討会で示された数値を基に試算すると5,000台の普及により、3,790t-CO2の削減効果が期待されます。<br>2030年までの目標については、現在、改定作業を進めている京都府地球温暖化対策推進計画において検討いたします。 |
| 17  |  | 今後も世帯数増加の傾向は続くと思われ、これを家庭部門の排出削減が進んでいない理由とはできないのではないかと。むしろ世帯の多様なあり方を尊重しつつ、多様な世帯が京都府地球温暖化防止活動推進員などのボランティア活動者の協力者になっていただくことが大事。        | 温室効果ガスの削減状況の分析として、家庭部門では世帯数や世帯当たりの家電製品の増加等により削減が進んでいない旨を記載しているところですが、御意見のとおり、このような現状を踏まえた対策が必要と考えています。                  |
| 18  |  | (2) 再生可能エネルギーの主力電源化に向けた取組<br><br>京都再エネコンシェルジュ認証制度や市町村と連携した家庭向けの導入支援制度に期待をするが、導入状況を見定め十分成果が得られるようきめ細かな対応と施策の見直しを行っていただきたい。           | 御意見のとおり、施策の推進に当たっては、PDCAサイクルを徹底して施策の点検見直しに取り組んでまいります。   |
| 19  |  | 「けいはんな学研都市」でのエネルギーマネージメントの実証計画に異論はないが、開発実証されたシステムを他の地域に活かすことを念頭においた計画としていただきたい。   | 御意見のとおり、府内で実証事業等を進める場合は、他の地域への波及効果を念頭において事業を進めてまいります。   |
| 20  | (4) 限りある資源を大切に<br>する循環型社会づくり<br><br>事業者とマイボトルの普及等に関する協定を締結し、ペットボトルの削減、使い捨てプラスチック削減を進めていることは良いこと。<br>具体的などのような内容の協定で、どのような効果があったのか追記してほしい。また、消費者団体との連携も検討してほしい。 | 令和元年12月に象印マホービン（株）と協定を締結し、京都環境フェスティバルにおいて給茶スポットを共同で設置するなど啓発に努めており、その旨、本文に追記しました。<br>今後も、消費者団体をはじめあらゆる主体と連携し、更なる啓発に取り組んでいきたいと考えています。 |   |
| 21  | 第4章計画の基本となる考え方<br><br>京都府内の地域特性や就業形態、産業の特徴により「質の高い快適な生活」の内容は変わる。経済格差や暮らし方の多様化が指摘される中、「生活の質の向上」を一般化し普遍的に規定することは難しいと思うが、ある程度の具体的なビジョンを提示した方がわかり易いと思う。            | 本計画では、第5章4において、環境にやさしく、人や社会にも配慮した、健康的で心豊かなライフスタイルへの転換に向けた施策の展開方向をお示ししています。<br>例えば、住まいの断熱改修はヒートショック等健康面の質の向上につながる効果があげられます。          |   |
| 22  | 第5章分野横断的施策の展開方向<br><br>分野横断的施策を展開していくという趣旨には賛同するが、検証の指標として「ライフサイクル・アセスメント」の考え方の導入を検討していただきたい。  | ライフサイクル全体での環境負荷の低減に配慮する考え方も踏まえながら、今後の施策を推進していきたいと考えています。  |   |

| No. | 項目                              | 御意見の要旨   | 京都府の考え方   |
|-----|---------------------------------|--|---|
| 23  | 第5章2 環境と調和のとれた強くなやかな社会の実現       | <p>安心安全上の脅威は、過疎化や一次産業の困難さのため農地や山林の維持が困難になっていることが大きい。ボランティア活動やエコツーリズム推進にとどまらず、府民生活の安全、地域社会の強靱化・活性化、生物多様性の発展のためにも、一次産業支援のための環境面からの課題を明らかにしてほしい。</p>                                      | <p>減災や生態系保全の観点からも、森林の多面的機能（グリーンインフラ）を活用した災害に強い地域づくりや、農林水産資源を生かした地域の活性化等の施策を展開していくこととしており、いただいた御意見は今後の施策検討時の参考にさせていただきます。</p>                          |
| 24  |                                 | <p>都市部のヒートアイランド対策として、ビルの壁面・屋上や高速道の法面・擁壁等への太陽光発電システムの設置や、屋上緑化や交差点の雨庭対策等を推進いただきたい。</p>   | <p>技術革新により太陽光パネルの設置可能な場所は拡大しており、事業者による導入を促すとともに、技術開発等への支援も引き続き行ってまいります。<br/>また、市街地の緑化については、「京都府地球温暖化対策条例」で建築物の緑化推進制度を設けており、引き続き推進してまいります。</p>         |
| 25  | 第5章2 環境と調和のとれた強くなやかな社会の実現       | <p>(2) グリーンインフラを活用した災害に強い地域社会の形成</p> <p>森林を適正に管理することで、森林によるCO2吸収の促進、土砂崩れや倒木による流木を減らすだけでなく、良好な景観形成にもつながる。こうした森林の働きを多くの府民に知ってもらうことが、府内産木材等の価値を高め、地産地消を促し、運輸エネルギーの低減、環境負荷低減につながると考える。</p> | <p>生物多様性やグリーンインフラの必要性、森林の多面的機能等について府民の皆様を知っていただけるよう啓発に努め、施策を進めてまいります。</p>   |
| 26  | 第5章2 環境と調和のとれた強くなやかな社会の実現       | <p>(4) 災害時の廃棄物処理に備えた府域のレジリエンス強化</p> <p>食品ロスについては、例えば、購入リストを持って買い物に行く、賞味期限の迫ったものから購入する、食べきれない量のみを注文するなど、府民一人ひとりが自覚して少しずつ取り組むことで減らすことが可能と考えるため、多くの府民の方々に実践していただきたい。</p>                  | <p>京都府では、「京都府食の府民大学」の公開講座、ポスターやラジオ等様々な媒体を通じた啓発、事業者に対する「食べ残しゼロ推進店舗」認定事業などの施策を進めているところであり、今後も、引き続き府民の皆様との食品ロス問題に対する意識の向上及び食品ロス削減に向けた取組の促進に努めてまいります。</p> |
| 27  | 第5章3 地域資源を活用した持続可能な魅力ある地域づくりの推進 | <p>(2) 豊かな自然や資源を育む森の保全と利活用</p> <p>京都市内でも、手入れが行き届いていない山が多く見られるが、生物多様性に満ちた水害を防ぐ保水力のある山として、再生してはどうか。100年後の豊かな森を目指すような長期的な視点を持った取組は、府民と一緒に未来への環境意識を育てる事業となると思う。</p>                        | <p>「京都府生物多様性地域戦略」（平成29年度策定）において、里山を含む「里地域の再生」を4つの行動計画の一つに位置付けており、引き続き、里山林や耕作放棄地の再生、自然体験・利活用などを通じて、こうした里山の再生に取り組んでまいります。</p>                           |
| 28  | 第5章4 健康で質の高い持続可能なライフスタイルへの転換    | <p>(1) 環境負荷低減と暮らしの質の向上</p> <p>再配達削減も重要だが、配達総量を抑制する取組も必要。地域で購入できる物は出来るだけ地域で購入すれば、地域経済も潤い、環境負荷も少なくすることができる。そのためにも、自家用車利用を控え、公共交通の利用促進やシェアサイクル、EVカーシェアリングの充実が必要ではないか。</p>                 | <p>御指摘のとおり、地産地消は物流に伴うCO2の削減にもつながり、また、地域経済活性化の観点からも重要です。<br/>運輸部門からの温室効果ガス排出を抑制するため、自動車利用からの交通手段の転換を図るとともに、サイクルシェアなど移動手段の共有やエコドライブの取組を進めることとしています。</p> |

| No. | 項目  | 御意見の要旨  | 京都府の考え方  |   |
|-----|---|---|--|---|
| 29  | 第5章5 持続可能な社会づくりを支える人づくりの推進  | <p>幼児には自然と親しみ外出を楽しむこと、また小学生では成長にあわせて周りの友達と話し合っ決めていくこと、5～6年生ではグループ討論など、その年代に合わせた環境教育が必要。何か助言を求められたり、困っている子どもがいれば声をかけるのが大人の役割だと思う。楽しんで学んでほしい。</p> | <p>環境問題を自分ごととし、自発的に取り組める人材を育成するためには、環境教育は非常に重要です。今後も、子どもたちへの体験型の環境学習や学校における組織的・計画的な環境教育の充実、地域社会における学びや環境保全活動の機会の充実などの施策を展開してまいります。</p>   |   |
| 30  |   | <p>人づくりは、学び合っ、初めて分かり、主体的に動くもの。次代を担う子どもたちへの環境教育、地域社会における学びと啓発等もしっかり進めて行きましょう。</p>  |  |   |
| 31  | 第5章5 持続可能な社会づくりを支える人づくりの推進  | (1)次代を担う子ども達への環境教育  | <p>学校における環境教育は大変意義が大きい。気候変動を代表とした環境問題に関する教育を小中高のカリキュラムとして導入すること、各学校が環境対策において主体者として取り組める制度づくりを計画に明記することを求める。また、環境教育の一環として、大学などの教育機関で使用する電力を再生可能エネルギー100%にするなど、環境に配慮した持続可能なキャンパス作りを推進することを求める。</p> | <p>現行の学習指導要領において環境学習が位置付けられており、府内小中高において、様々な教科・角度から授業が実施されているところです。環境教育の推進に向けての具体的な取組については、別途改定を進めている地球温暖化対策推進計画において検討してまいります。</p> <p>また、省エネの取組の徹底に加え、一層の再生可能エネルギーの導入・利用拡大に向けた取組を推進してまいります。</p> |
| 32  | 第6章1 持続可能な社会に向けた取組の加速化  | (1)省エネ取組等の加速化   | <p>多くの家電製品は10年以上使い続けることができるため、10年後を想像した家電選びが必要と考える。</p>  | <p>環境問題を「自分ごと」として一人ひとりが行動することが必要であり、省エネ家電への買替えを促すキャンペーンなどにより啓発を行っているところです。</p>  |
| 33  |   |   | <p>自分がどの程度の温室効果ガスを排出しているか、自分に何ができかなどを示す具体的な啓発ができていないように思う。学校教育やあらゆる機会において、親子等で「環境家計簿」を実践できると、上記問題解決のきっかけになりうると考える。</p>   | <p>排出量の可視化は省エネ行動を促進する上で重要であり、エネルギー使用量やその傾向を把握できる「環境家計簿」や親子で取り組む「夏の省エネチャレンジ」等の取組を広く周知し、府民一人一人の地球温暖化対策につなげたいと考えています。</p>  |
| 34  |   |   | <p>カーボンプライシングやキャップ・アンド・トレードは企業や個人に温室効果ガス削減のインセンティブを与える非常に効果的な手段と考えるが、京都府単独で導入すると企業の京都府外への流出を招く可能性がある。そこで周辺自治体との連携強化を図ることを明記するとともに、国への要望等を行うことについて検討いただきたい。</p>                                   | <p>カーボンプライシング等の在り方については、現在、国において検討が行われているところであり、今後の国の検討状況や動向を注視してまいります。</p>   |
| 35  | <p>自動車からの排出量抑制のためには交通システム全体のパラダイムシフトが重要であり、移動手段を「所有」から「共有」するライフスタイルへの転換を進めるため、カーシェアリングやシェアサイクルの充実を図ってほしい。</p>         | <p>移動手段の共有（ムーブシェア）の例示として、本文に「カーシェアリング」を追記するとともに、関係機関と協力し、カーシェアリング等の充実を図ってまいります。</p>   |  |   |
| 36  | <p>MaaSの研究・実証を進め、人の移動が効率的かつ合理的に行われる技術の早期実装を希望するとともに、自動車等の非化石燃料化も必要。鉄道の運営にも再生可能エネルギー導入を進めるとともに、非電化区間の電化の促進が必要と考える。</p> | <p>けいはんな学研都市等においてMaaSの実証実験に取り組んでおり、早期の社会実装に向けて取組を推進するとともに、運輸部門も含め、再生可能エネルギー導入・利用の拡大について引き続き取組を推進してまいります。</p>                                    |  |   |

| No. | 項目  | 御意見の要旨   | 京都府の考え方  |
|-----|---|--|--|
| 37  | 第6章1 持続可能な脱炭素社会に向けた取組の加速化<br>(2)再生可能エネルギーの主力電源化に向けた取組 | 森や田畑に設置されるメガソーラーについては、植物を伐採することにより二酸化炭素吸収源や生物多様性が失われること、使用済みソーラーパネルが大量廃棄されることから良くないと思う。<br>緑を削ってソーラーパネルを設置するのは京都府としては進めないでほしい。 | 京都府では、京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例において、再エネ設備の設置者に対して、周辺環境への負荷の低減や良好な環境の創出など、環境の保全に関する活動を行うよう求めています。また、造成を伴う大規模事業を環境影響評価の対象として環境配慮手続を義務付けているところです。<br>引き続き、周辺環境への配慮に努めるよう事業者の皆様にも求めています。<br>なお、御意見を踏まえ、再生可能エネルギーの最大限の導入について、「地域共生・環境調和を図りながら」を追記いたします。 |
| 38  |   | 森林を切り開いてメガソーラーを設置するのは本末転倒で、生態系にも悪影響を及ぼすと思う。<br>風や土砂崩れなどのリスクも大きく、もっとアセスメントをきっちりとさせる条例作りが必要ではないか。                                |  |
| 39  |   | 太陽光発電設備の設置は、住宅や耕作放棄地などに限定し、自然林などへの新たな設置に関しては、小規模であっても詳細な環境アセスメントを実施の上、規制の対象に加えられることを希望する。                                      |  |
| 40  |   | 緑地、農地、里山へのソーラーパネルの設置は、CO2吸収量の減少に加え、樹木の伐採による災害の助長や水脈の変化等の心配もある。<br>耕作放棄地に設置する場合も、パネル下での耕作（ソーラーシェアリング）等、草地として残す方法を考えていただきたい。     |  |
| 41  |   | 府内への再生可能エネルギーの最大限の導入に加え、それに伴う自然環境への影響を最小限にすることを旨とするを追記してはどうか。  |  |
| 42  |   | 再生可能エネルギー施設の新規設置に関しては、現在の（または潜在的な）自然環境に最大限配慮し、自然破壊を伴わず、生物多様性を損なわないものとする必要がある旨、追記してはどうか。（第2章3（2）含む）                             |  |
| 43  |   | 現状の再エネは、水力と太陽光のみであるが、洋上風力の導入に向けた研究・検討が必要と考える。  |  |
| 44  |   | 「容量市場」に言及した上で、再生可能エネルギーを電源とする新電力事業者の経営が成り立つための施策を明記して頂きたい。   |  |

| No. | 項目   | 御意見の要旨  | 京都府の考え方  |   |
|-----|--|---|--|---|
| 45  | 第6章3<br>安心安全<br>な暮らし<br>を支える<br>環境の保<br>全と向上 | (2) 環境影響評価制度的な取組の展開   | <p>環境影響評価制度について、「法令の対象外である事業についても情報収集に努め」と記されているが、府が積極的に導入を進める再生可能エネルギーに関する事業においても情報収集に努める旨、追記してはどうか。</p>                                  | <p>環境影響評価制度は、再生可能エネルギー発電を含む多様な事業を対象としていることから、原案のとおりとします。</p> <p>なお、京都府では、京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例において、周辺環境への負荷の低減や良好な環境の創出など、環境の保全に関する活動を行うよう求めているところです。</p> |
| 46  |  | <p>環境影響評価制度を遂行する上で、自然環境の各要素の府内における量や分布の把握が非常に重要であり、府内の生物をはじめとする自然環境に関する情報を正確かつ継続的に把握し、データベース化するとともに、収集された知見を環境影響評価に適用し、各種生物や生物多様性の効果的な保全を推し進める旨、追記してはどうか。</p>     | <p>環境影響評価制度は、生物多様性をはじめ大気環境、水環境、土壌環境、景観、廃棄物など幅広い環境要素を対象としており、事業特性や地域特性によって評価項目として選定すべき環境要素も一律ではないため、特定の環境要素に関する取組を追記することはせず、原案のとおりとします。</p> |   |
| 47  | 第6章4<br>自然と生<br>活・文化<br>が共生す<br>る地域社<br>会の継承 | (3) 環境リスクの高い有害物質等による環境影響の防止   | <p>解体作業員、地域住民の暮らしの安心安全のため、アスベストを使用している建物の実態把握が必要。環境省をはじめ国土交通省、厚生労働省が連携し規制を強化しているが、根本的な実態把握は不十分と言え、解体作業時の法令の実行性も確認する必要がある。</p>              | <p>現在、特に飛散性の高い吹付アスベストの使用実態調査を優先して行っているところです。また、解体作業時のアスベスト飛散防止のため、関係機関と連携して計画的に立入検査を実施しており、安心安全を確保するための取組を一層進めてまいります。</p>                                     |
| 48  |  | <p>市街地の緑地や社寺林、川や河川敷などは、水と緑の回廊というべきもので、市民にとっての憩いの場であるだけでなく、生き物にとっても大切な環境であるとともに、ヒートアイランド化防止の役割もある。小さい緑地や草むらも、可能な限り、自然植生を残すことが大切だと考える。</p>                          | <p>市街地に存在する生態系も貴重なものであり、各種法令に基づいて適正な保全や緑化を行うとともに、そうした貴重な自然に関する普及啓発も進めてまいります。</p>   |   |
| 49  | 第6章4<br>自然と生<br>活・文化<br>が共生す<br>る地域社<br>会の継承 | (1) 森里川海のつながりの回復による生態系の保全   | <p>生物が絶滅する最大の原因は生息地の破壊であり、大規模な自然災害が多発する中、河川の浚渫や洪水対策の最低限の伐採は必要だが、代替地を作ってやれない以上、伐採やコンクリート護岸ではない「緑の回廊」のような生物多様性を考慮した河川管理を考えてほしい。</p>          | <p>野生生物の分布や生息の状況など、生物多様性に関する情報の把握、データベース化を進めることとしており、集積した知見を基に、事業地などでも生物多様性に配慮した適切な対策を行ってまいります。</p>   |
| 50  |  | <p>鴨川には京都府レッドデータブックの準絶滅危惧種であるイカルチドリがいるが、その存在を知る府民はほとんどおらず、共生とは程遠いのが現状。環境への意識、生き物への配慮はこうした身近なところから生まれると考えるため、鴨川に都市河川としての機能だけを求めるのではなく、生物多様性に満ちた河川として大事にしてはどうか。</p> | <p>生物多様性を未来に受け継ぐための知見の集積を推進することとしており、鴨川をはじめとした府内の生物多様性に関する情報を把握してデータベース化し、収集した情報を活用して生物多様性の保全施策や普及啓発を推進していくことで、自然と生活・文化の共生を目指します。</p>      |   |
| 51  | (2) 人的な関与による里山の再生                            | <p>国も京都府も「適正利用による里地里山の保全」を基本としているが、従来の方針では生物多様性の高い里地里山はできない。</p> <p>生物多様性の高い里地里山をつくるため、生物多様性の高い稲作水系と雑木林を公園などに作ることを環境基本計画に盛り込み、府民の議論を巻き起こしたい。</p>                  | <p>水田や薪炭林など里地里山の生物多様性は重要であり、その保全については京都府の自然環境施策の中でも主な課題として認識しているところです。いただいた御意見は今後の施策検討の際の参考とさせていただきます。</p>                                 |   |

| No. | 項目                               |                           | 御意見の要旨  | 京都府の考え方  |
|-----|----------------------------------|---------------------------|---|--|
| 52  | 第6章4<br>自然と生活・文化<br>が共生する地域社会の継承 | (4) 生物多様性を未来に受け継ぐための知見の集積 | 京都市には自然系の博物館が無いとため、府内の自然系施設のネットワーク活動などを通じて、「観光+α」だけでなく情報発信や生態系保全活動を盛んにすることを望む。              | 府内の生物多様性に係る情報の集積・利活用を行う機能の整備を進めることとしており、関連する施設等との連携も進めながら、保全活動や普及啓発を推進してまいります。   |
| 53  |                                  | (4) 生物多様性を未来に受け継ぐための知見の集積 | 多様な生態系の保全、里地・里山の再生、生物多様性の知見の集積、外来生物対策を目指すには、活動の拠点となる自然系の博物館の設立とシンクタンクを中心とする学芸員の配備が喫緊の課題である。 | 京都府生物多様性地域戦略、生物多様性未来継承プランに基づき、府内の生物多様性に係る情報の集積・利活用を行う機能の整備を進めることとしています。<br>情報の集積とデータベース化など取り組むべきことを整理しながら、今後の進め方についても検討していきたいと考えております。 |